

奨学金貸与の継続（編入学）手続きの流れ（海外短期大学修了から海外大学の奨学金の貸与開始まで）

□ ■
…
本人／連帯保証人／保証人が取得
機構の所定様式

【重要!】海外短期大学の奨学金は、短期大学修了月をもって貸与終了となります。海外大学で引き続き奨学金の貸与を受けるためには、短期大学を修了後1年以内に海外大学へ編入学し、編入学後3か月以内に編入学奨学金継続の手続きを行う必要があります。手続きなしに、海外短期大学の奨学金をそのまま海外大学で貸与を受けることはできません。

短期大学の奨学金の
辞退手続き（早期修了者のみ）

短期大学の奨学金の返還用
振替口座の加入手続き（全員）

貸与奨学金継続
（編入学）の手続き

大学の奨学金の貸与開始

大学の奨学金の返還誓約書の
提出

短期大学の早期修了が決定



機構へ提出

- 異動願（辞退）
- 最終在籍年月記載の証明書

【提出期限】

早期修了月の前月10日



早期修了月をもって短期大学の
奨学金の貸与終了

※早期修了月より後に振り込まれた奨学金は、振込超過分として返金が必要です。

※当初の予定（貸与終期）どおりに短期大学を修了する場合は、この手続きは必要ありません。

短期大学の奨学金の貸与終了



機構から受取り

- 貸与奨学金返還確認票
- 返還のてびき（ダイジェスト版）



機構へ手続

- スカラネットからリレー口座の加入手続きを行ってください。

【手続期限】

機構が指定する日

※貸与終了月の翌月から数えて7か月目から返還が開始します。返還開始までに大学での奨学金の貸与が開始した場合、短期大学の奨学金の返還は、大学卒業まで自動的に猶予（先送り）されます。なお、返還開始月までに大学での奨学金の貸与が開始しない場合で、返還の先送りを希望する場合は、「返還期限猶予」等の手続きが必要です。返還期限猶予等の手続きについては、短期大学の奨学金の貸与終了時にご案内します。

海外の大学へ編入学
（授業が開始）



機構ホームページから
ダウンロード

- 貸与奨学金継続願（編入学）等の所定様式



機構へ提出

- 編入学奨学金継続願
- 短期大学の修了証明書
- 編入学先の在籍証明書
- 単位移行証明書

（入学時特別増額貸与奨学金希望者のみ）

- 入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書

- 融資できない旨の通知書のコピー（公庫発行）

【提出期限】

編入学後3か月以内

貸与奨学金継続願（編入学）の
審査が完了



初回振込

※編入学年月を始期として振込
※入学時特別増額貸与奨学金は、月額の初回振込時に併せて振り込まれます。
※短期大学の修了から大学への編入学までの間に期間があく場合、その期間分の奨学金は貸与できません。

初回振込月の下旬



機構から受取り

- ①奨学生証
- ②返還誓約書
- ③保証依頼書



国内連絡者から海外の奨学生へ送付

- 上記書類（①～③）



機構へ提出

- 返還誓約書
- 保証依頼書
- 印鑑登録証明書（連帯保証人及び保証人）
- 収入に関する証明書類（連帯保証人）
- 住民票（奨学生本人）

【提出期限】

機構が指定する日（採用月の約3か月後）

※期限までに提出がない場合は、振込を保留し、既に振込済の大学の奨学金を一括返金のうえ、採用取消となります。

奨学金貸与の継続（編入学）に係る手続きについて

1. 提出期限

海外大学編入学後 3 か月以内

海外短期大学を卒業・修了後 1 年以内に海外大学へ編入学し、編入学後 3 か月以内に「貸与奨学金継続願（編入学）」及び添付書類を提出することが必要です。

海外短期大学卒業後 1 年以上経っての編入学の場合や、編入学後 3 か月以内に必要書類が提出されなかった場合は、編入学後の奨学金の継続貸与はできませんので、注意してください。

2. 提出書類一覧

【全員提出（A～G）】

	提出物	備考
A	『貸与奨学金継続申請に係る重要事項確認』	全4項目を☑
B	『貸与奨学金継続願（編入学）』	親権者欄は自署 (本人が18歳未満の場合は、 郵送による原本提出必須)
C	『確認書』（原本）	本人欄・親権者欄はそれぞれ自署 (郵送による原本提出必須)
D	海外短期大学の最終在籍年月が確認できる卒業・修了証明書又は成績証明書（日本語訳添付）	海外短期大学発行のもの
E	編入学した大学の在籍証明書（日本語訳添付）	編入学先大学発行のもの
F	単位移行が確認できる履修・成績証明書（日本語訳添付）	編入学先大学発行のもの
G	アカデミックカレンダー	海外短期大学及び編入学先大学 発行のもの

【大学発行の書類（上表D～G）の詳細】

D. 海外短期大学の最終在籍年月が確認できる卒業・修了証明書又は成績証明書（日本語訳添付）（コピー可）

（注）マイページから取得した成績証明書も可とします。

E. 編入学した大学の在籍証明書（日本語訳添付）（コピー可）

（注1） 編入学日以降に発行されたもので、以下の事項について記載されていること。

- 発行日（編入学後の学期開始日以降）
- 本人氏名
- 学校名、学部・学科・専攻（コース）名
- 取得する学位（学士号：Bachelor's Degree）
※Undergraduateではなく、Bachelor's Degreeの記載が必要
- 海外大学の正規課程への編入学年月日
- 卒業予定年月

(注2) 在籍証明書に「f. 卒業予定年月」が記載されない場合は、以下のア～ウのすべてについて対応してください。

ア. 留学アドバイザーや指導教員など学校担当者に相談し、卒業予定期を決める。

※卒業予定年月は、卒業式（学位授与式）の行われる年月ではなく、**最終授業／最終試験が行われる年月**としてください。

イ. 『B. 貸与奨学金継続願（編入学）』の「卒業（予定）年月」欄の「☐学校担当者と相談のうえ、卒業予定期を決定」に☒を入れる。

ウ. 最終授業／最終試験月が記載された学校のアカデミックカレンダーを取得し、在籍証明書に添付して機構へ提出する。

※アカデミックカレンダーは申込時点で最新のものを提出ください。

(注3) 在籍証明書はマイページからの取得は不可です。学校のレターヘッドのある公式な証明書が必要です。

F. 編入学した大学発行の単位移行が確認できる履修・成績証明書（日本語訳添付）（コピー可）

(注1) 編入学した大学名、本人氏名が記載されていること。

(注2) 海外短期大学名、移行された単位数、移行された科目名等が記載されていること。

(注3) 前記「E. 編入学した大学の在籍証明書」に「〇〇短期大学からの編入学生」である旨が記載されている場合には、単位移行の証明書類の提出は省略できます。

G. アカデミックカレンダー（日本語訳添付）（コピー可）

(注) 各学期の授業開始月及び終了月が分かる短期大学と編入学先大学の「アカデミックカレンダー」を提出してください。

なお、海外短期大学の最終試験／授業月、編入学先大学の学期開始月と最終試験／授業月にそれぞれ日本語訳を添付してください。

【該当者のみ提出（H～J）】

	提出物	備考
H	『奨学金振込口座届』	短期大学の奨学金振込口座から変更を希望する場合のみ提出
I	①『入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書』 ②『融資できない旨が記載された公庫発行の通知文』のコピー ※圧着ハガキにて通知を受け取った場合は、表面の宛名が記載された箇所もコピーし、提出してください。	入学時特別増額貸与奨学金を希望する場合のみ提出
J	在留資格及び在留期限の記載がある『住民票の写し』（原本）又は在留カード（コピー）等 ※定住者は上記の証明書に加えて『在留資格「定住者」「家族滞在」に係る申告書』（原本） ※家族滞在は上記の証明書に加えて『出入国記録の写し』（原本）と『在留資格「定住者」「家族滞在」に係る申告書』（原本）	外国籍の方のみ提出（注1） 在留資格及び在留期限の記載がある『住民票の写し』（郵送による原本提出必須） 『在留資格「定住者」「家族滞在」に係る申告書』の申込氏名者欄は自署 (郵送による原本提出必須)

(注1) 外国籍の人の申込資格について

外国籍の人は次のa.～c.のいずれかに該当する人のみ申込みができます。

詳細は「貸与奨学金案内」の5ページを参照してください。

- a. 法定特別永住者
- b. 在留資格が「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」であること
- c. 在留資格が「定住者」であって、将来永住する意思がある人
- d. 在留資格が「家族滞在」であって、「日本の小学校等、中学校等及び高等学校等を卒業（修了）していること」又は「小学校等を卒業する年齢の前に日本に入国したことがあり、日本の中学校等及び高等学校等を卒業していること」のいずれかに該当し、かつ、日本に定着して就労する意思がある人

3. 提出方法

海外から直接提出する場合はEMS、国内連絡者を通して提出する場合は簡易書留など必ず配達記録の残る方法で提出してください。

なお、インターネットによる提出を可とします。但し、以下の書類は自署が必要となるため、原本を郵送にて提出する必要があります。原本が提出されるまで採用はされませんので、ご注意ください。

【全員】

- ・「確認書」

【該当者のみ】

- ・『貸与奨学金継続願（編入学）』（本人が18歳未満の場合）
- ・在留資格及び在留期限の記載がある『住民票の写し』（外国籍の場合）
- ・『在留資格「定住者」「家族滞在」に係る申告書』（外国籍の方であって、在留資格が「定住者」「家族滞在」の場合）

【提出先】

〒104-8173 東京都中央区銀座6-18-2

Tel：03 - 6743 - 6040（平日8時30分～18時15分）

Fax：03 - 6743 - 6671

独立行政法人日本学生支援機構 貸与・給付部 特別採用課 海外貸与係

【インターネット提出用フォーム】

ホーム > 奨学金 > 在学中の手続き > 海外留学のための貸与奨学金に関する在学中・留学中の
手続き > 第二種奨学金（海外）在学中の手続き

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kaigai/kaigai_2shu.html

A. 奨学金貸与の継続（編入学）申請に係る重要事項確認

奨学金の申込みにあたって、以下の貸与奨学金における確認事項を全て確認し、理解している場合は「はい」に☑を記入してください。

全ての事項(4項目)を確認した後、「B. 貸与奨学金継続願(編入学)」を記入してください。全ての項目にチェックが入っていない場合、奨学金の申請を受け付けることができません。

記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

申込者氏名 _____

貸与奨学金における確認事項	はい (理解している)
① 在学中の学業成績や家計状況が基準を満たさない場合、奨学金が受けられなくなることがあります。	☐
② 奨学金貸与中に様々な届出や報告などを求めることがあります。必要な手続きを行わない場合、奨学金の振込が遅れたり、止まったりする可能性があります。	☐
③ 貸与奨学金はあなた本人に返還の義務があり、締め切り日までに返還誓約書を提出しなければなりません。提出しない場合、採用が取り消されます。 また、借りる金額が大きいと返す時の負担も大きくなります。 貸与月額、学資として月々必要となる金額をよく考えて選ぶ必要があります。	☐
④ 奨学金の返還を延滞すると、延滞金が課されます。延滞が長くなると法的措置等が行われることがあります。 また、奨学金の返還が困難になった場合は、願出により、毎月の返還額を2/3、1/2、1/3又は1/4に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する「減額返還制度」や、傷病、経済困難等によって決められた金額での返還ができない場合に、返還期限を先送りにする「返還期限猶予制度」を利用できる場合があります。	☐

B. 貸与奨学金継続願（編入学）

（海外短期大学から海外大学への編入学）

「記入例」等を参照し、学生本人が必要事項を正しく記入してください。

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿				(届出日)		年	月	日
私は海外の短期大学より海外大学へ編入学しましたので、引き続き第二種奨学金(海外)貸与の継続をお願いします。 なお、奨学金貸与の継続を願い出るにあたり、私(私が未成年(18歳未満)の場合は、私と親権者または後見人)は、「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」・「貸与奨学金案内」に記載されている「個人情報同意条項」、「保証委託約款」を確認し承諾したうえで、「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」を本継続願とともに提出いたします。								
本人	氏名	フリガナ	奨学生番号	8	—	02	—	
			生年月日	(西暦)	年	月	日	
			性別(任意)	男	—	女		
	住所	(日本国内住民票住所) 〒 —	電話番号	()				
			外国籍の方は 在留資格					
卒業(修了)校								
学校名		学部・学科名		最終在籍年月		年	月	
編入学先大学								
学校名		学部・学科名		国・地域名				
編入学年月	年	月	卒業(予定)年月	年	月	※卒業(予定)年月について該当する場合☑ ☐ 学校担当者と相談のうえ、卒業予定期を決定		
奨学金申込情報 ※該当するものを○で囲んでください。全ての項目について選択漏れのないようにしてください。								
希望貸与月額	2万円 3万円 4万円 5万円 6万円 7万円 8万円 9万円 10万円 11万円 12万円							
入学時特別増額貸与奨学金	※1.希望しない、2.希望する のいずれかを選択。【希望する場合は金額も選択し、裏面を記入】 ※2.希望する を選択した場合は、入学時特別増額貸与奨学金申込書と融資出来ない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知書のコピーの提出が必要。 1. 希望しない 2. 希望する (10万円 ・ 20万円 ・ 30万円 ・ 40万円 ・ 50万円)							
利率の算定方法	1. 利率固定方式 2. 利率見直し方式							
奨学金振込口座	1. 変更しない 2. 変更する(変更する場合は「奨学金振込口座届」を添付のこと)							
「第二種奨学金(海外)貸与奨学金継続願(編入学)」を提出するにあたり、機関保証制度に加え、人的保証制度を利用することを確認し、下記のとおり連帯保証人及び保証人を選任します。 また、貸与を受けるときには、連帯保証人及び保証人の必要な証明書類を添付し「返還誓約書」を提出することを確認しました。								
連帯保証人	氏名	フリガナ	続柄	生年月日				
				(西暦)	年	月	日	
	住所	〒 —		電話番号(自宅)	()		☐なし	
				携帯電話番号	()		☐なし	
勤務先名		☐ 無職	勤務先電話番号	()				
保証人	氏名	フリガナ	続柄	生年月日				
				(西暦)	年	月	日	
	住所	〒 —		電話番号(自宅)	()		☐なし	
				携帯電話番号	()		☐なし	
勤務先名		☐ 無職	勤務先電話番号	()				

【裏面の記入について】

届出日において、本人が未成年者（18歳未満）の場合には、裏面の親権者欄の記入が必要です。

裏面に続く

B. 貸与奨学金継続願（編入学）

裏面

親権者記入欄

届出日（表面の上段）において、本人が未成年者（18歳未満）の場合には、親権者が本人の奨学金申込に同意のうえ、それぞれの欄に自署してください。

上記の者が、これから受けようとする奨学金について本申請を行なうことに同意します。

親 権 者 未 成 年 後 見 人	氏 名	フリガナ ----- (自署)	電話番号（自宅） ()		
	住所	〒 — _____			
	氏 名	フリガナ ----- (自署)	電話番号（自宅） ()		
	住所	〒 — _____			

※編入学後、3か月以内に提出してください。（編入学の日から3か月を過ぎると受付できません。）

B. 貸与奨学金継続願（編入学）

（海外短期大学から海外大学への編入学）

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿				(届出日) 2024年 9月 5日	
私は海外の短期大学より海外大学へ編入学しましたので、引き続き第二種奨学金(海外)貸与の継続をお願いします。 なお、奨学金貸与の継続を願い出るにあたり、私(私が未成年(18歳未満)の場合は、私と親権者または後見人)は、「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」・「貸与奨学金案内」に記載されている「個人情報情報同意条項」、「保証委託約款」を確認し承諾したうえで、「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」を本継続願とともに提出いたします。					
本人	氏名	フリガナ ショウガク タロウ 奨学 太郎		奨学生番号	8×× - 02 - 00001
				生年月日	(西暦) 2003 年 10 月 1 日
				性別(任意)	男 - 女
	住所	(日本国内住民票住所) ← 〒 162 - 0845 東京都新宿区市谷本村町10-7		電話番号	03 (0000) 0000
				外国籍の方は在留資格	
卒業(修了)校					
学校名	ABC Community College		学部・学科名	General Biology	
				最終在籍年月	2024年 5月
編入学先大学					
学校名	University of DEF		学部・学科名	Biology	
				国・地域名	アメリカ
編入学年月	2024年 8月		卒業(予定)年月	2026年 5月	
※卒業(予定)年月について該当する場合☑ ☑ 学校担当者と相談のうえ、卒業予定期を決定					
奨学金申込情報					
※該当するものを○で囲んでください。全ての項目について選択漏れのないようにしてください。					
希望貸与月額	2万円 3万円 4万円 5万円 6万円 7万円 8万円 9万円 10万円 11万円 12万円				
入学時特別増額貸与奨学金	※1.希望しない、2.希望する のいずれかを選択。【希望する場合は金額も選択し、裏面を記入】 ※2.希望する を選択した場合は、入学時特別増額貸与奨学金申込書と融資出来ない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知書のコピーの提出が必要。 1. 希望しない 2. 希望する (10万円 ・ 20万円 ・ 30万円 ・ 40万円 ・ 50万円)				
利率の算定方法	1. 利率固定方式 2. 利率見直し方式				
奨学金振込口座	1. 変更しない 2. 変更する(変更する場合は「奨学金振込口座届」を添付のこと)				
「第二種奨学金(海外)貸与奨学金継続願(編入学)」を提出するにあたり、機関保証制度に加え、人的保証制度を利用することを確認し、下記のとおり連帯保証人及び保証人を選任します。 また、貸与を受けるときには、連帯保証人及び保証人の必要な証明書類を添付し「返還誓約書」を提出することを確認しました。					
連帯保証人	氏名	フリガナ ショウガク イチロウ 奨学 一郎		続柄	父
	住所	〒 162 - 0845 東京都新宿区市谷本10-7		生年月日	(西暦) 1968 年 8 月 5 日
	勤務先名	(株) 奨学機構		電話番号(自宅)	03 (0000) 0000 □なし
		□ 無職		携帯電話番号	090 (0000) 9999 □なし
保証人	氏名	フリガナ キコウ アキコ 機構 明子		続柄	おば
	住所	〒 530 - 0001 大阪府大阪市北区梅田1丁目00		生年月日	(西暦) 1971 年 4 月 6 日
	勤務先名	(有) 機構商店		電話番号(自宅)	06 (0000) 0000 □なし
		□ 無職		携帯電話番号	090 (9999) 9999 □なし
勤務先電話番号 03 (0000) 1111 06 (0000) 9999					

海外転出の手続きの場合、国内最終住所(市町村役場)で発行される「除票」と同一の国内住所を記入。

記入された内容が返還誓約書に印字されますので、それぞれ了承を得た上で、正確に記入してください。

原則として父又は母

原則として父母を除く4親等以内の成人親族のうち、あなたや連帯保証人と別生計の人(学生は不可)。やむを得ない場合を除き、65歳以上の方は避けてください。

C. 確認書

第二種奨学金（海外）確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書

(入学時特別増額貸与奨学金を含む) (西暦) 年 月 日

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の第二種奨学金（海外）（入学時特別増額貸与奨学金を含む）の貸与を受けるにあたり、奨学金申込書の記載内容及び貸与奨学金案内に記載の内容を確認し、下記の個人情報情報の取扱いに関する各同意条項、機構の諸規程並びに裏面記載事項について同意のうえ、返還することを確約し、本確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書を提出します。機構から個人番号の提出を求められた場合には、個人番号を提出し、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。

また、私が保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払うべき保証料は、機構が奨学金の交付の際にあらかじめ貸与金額から差し引いて支払うこととしてください。

◆本人記入欄◆

本人	在学学校名		学部・研究科		学科・専攻	
	日本語表記					
	英語表記					
	国・地域名		〒 -			
	フリガナ			住民票 (除票)		
	氏名 漢字	(自署)				
生年月日	(西暦) 年 月 日		住所	電話番号 (自宅・携帯)		
性別 (任意)	男 ・ 女			()		

◆親権者又は未成年後見人記入欄◆ 本人が未成年者（18歳未満）の場合には、親権者が上記本人の奨学金申込（保証機関に対する保証委託を含む）に同意のうえ、それぞれの欄に自署してください。

親権者又は 未成年後見人	氏名	(自署) (〒 -)	電話番号 (自宅)	()
			(携帯)	()
	住所			
親権者又は 未成年後見人	氏名	(自署) (〒 -)	電話番号 (自宅)	()
			(携帯)	()
	住所			

◆国内連絡者欄◆

国内連絡者は、原則として、連帯保証人となる予定の人（父又は母）を記入してください。

国内に在住し、機構と奨学生との奨学金貸与契約に基づき外国の学校に在学中の諸手続きを奨学生に確実に連絡できる者となります。

国内 連絡 者	フリガナ			住所	〒 -	電話番号	自宅	()
	氏名 漢字					携帯	()	
	生年月日	(西暦) 年 月 日	本人との関係 (該当に○)	1 父	2 母	3 兄弟	4 その他 ()	

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

【重要!】確認書は、提出する前に必ず両面コピーを取り、「本人控」として返還誓約書を提出するまで大切に保管してください。

C. 確認書

裏面

1. 奨学金の貸与に係る事項

【保証】

- (1) 外国の大学又は大学院で奨学金の貸与を受けるためには、一定の保証料を支払うことで保証機関による連帯保証（機関保証）を受けるとともに、連帯保証人及び保証人を選任し、人的保証を受けることが必要です。保証料の支払いは、機構が交付する毎月の奨学金から所定の保証料を差し引く方法によります。

【返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）】

- (2) 外国の大学又は大学院で奨学金の貸与を受けるためには、「返還誓約書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」（以下「返還誓約書」といふ）に奨学生と連絡が可能な国内に在住する者（国内連絡者）を定めなければなりません。
- (3) 奨学生は機構が定める期限までに連帯保証人及び保証人と連署の上押印した返還誓約書及び保証依頼書（兼保証委託契約書）を提出しなければなりません。
- ② 返還誓約書には、奨学生本人の「住民票の写し」（コピー不可、個人番号が記載されていないこと）、連帯保証人の印鑑登録証明書（コピー不可）及び収入に関する証明書、保証人の印鑑登録証明書（コピー不可）を添付しなければなりません。
- ③ 機構が定める期限までに返還誓約書を提出しない場合には、採用の時に選って奨学生としての資格を失います。奨学生としての資格を失った際にすでに払込まれた奨学金がある場合には、その全額を機構に返納するものとします。
- (4) 連帯保証人は、本人が未成年者又は兄弟姉妹又は未成年後見人、本人が成年者の場合は原則として父母、未成年者を除く兄弟姉妹又はこれに代わる者、保証人は、独立の生計を営む者であって、原則として奨学生の4親等以内（父母を除く）の親族でなければなりません。

【貸与期間の取扱い】

- (5) 過去に貸与を受けた者が新たに貸与を受ける期間とは、下記の学校区分において現に在学する学校と同じ区分に属する学校で過去に貸与を受けた期間と通算して、現に在学する学校の修業年限（修業年限を定めない学校にあつては、貸与を受ける者が卒業に必要な最短期間）に達するまでの期間とします。ただし、機構が特に必要と認めるときは、同一の学校の区分における一の前貸与契約の期間、過去に貸与を受けた期間にかかわらず、現に在学する学校の修業年限に達するまでの期間、貸与を受けることができるものとします（同一の学校・学部・学科・研究科を一度退学後に復籍する場合を除く）。

ア 大学

イ 短期大学

ウ 大学院修士課程（前期博士課程及び一貫制博士課程前期相当分を含む）及び専門職大学院（法科大学院を含む）の課程

エ 大学院博士課程（後期博士課程及び一貫制博士課程後期相当分を含む）

オ 高等専門学校

カ 専修学校の専門課程

【申込資格】

- (6) 奨学金の貸与を受けることができる学生等は、日本国籍を持つ者が、外国籍の者のうち次のいずれかに該当する者としてします。
- ア 「日本国との平和条約」に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者
- イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年法令第319号）別表第2の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者又は家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者であつて、次に掲げる要件の全てに該当する者
- (ア)12歳を迎える学年の末日までに日本国に入国した者
- (イ)日本国の小学校等、中学校等、高等学校等を卒業した者
- (ウ)大学等の卒業後、就労して引き続き本邦に在留する意思があると機構の長が認めた者
- ウ 本邦における在留期間その他の条件を総合的に勘案して前号に掲げる者に準ずると機構の長が認めた者

【振込】

- (7) 奨学金は、普通銀行（外国銀行を除く）、ゆうちょ銀行、信用金庫、労働金庫又は信用組合のいずれかに開設された本人名義の預貯金口座に振り込まれます（信託銀行、農業協同組合、漁業協同組合及びその他一部銀行では取り扱っていません）。
- (8) 奨学金は毎月1月分ずつ交付します。ただし、特別の事情があるときは、2月分以上を合せて交付することがあります。入学時特別増額貸与奨学金は、入学年月を始期として基本月額の前振込先として設けられた奨学生名義の預貯金口座に振り込まれます。

【月額の変更】

- (9) 基本月額、増額月額は、機構の定める手続きにより変更することが可能です。
- 【利率の算定方法】
- (10) 基本月額に係る利率の算定方法の選択に關しては、「利率固定方式」又は「利率見直し方式」のうち第二種奨学金（海外）の貸与を受けようとする者が「奨学金申込書」に記載した方法に従って以下のとおり定められます。
- ① 「利率固定方式」は、貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる固定利率の財政融資資金（以下「財投」といふ）の利率に基づき機構が定めた利率が返還完了まで適用されます（貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に日本学生支援債務（以下「債務」といふ）を発行した場合は、財投と債務の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します）。
- ② 「利率見直し方式」は貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる5年利率見直しの財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます。その後返還期間中のおおむね5年ごと（返還の期限を猶予されている期間を除く）に各時点の財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます（貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に債務を発行した場合は、財投と債務の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します）。
- (11) 入学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率は、基本月額に係る利率と入学時特別増額貸与奨学金の利率を加重平均して決定します。基本月額に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」に従って算定し、入学時特別増額貸与奨学金の利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」により算定した利率に基づき機構が定める利率とします。
- (12) 利率の算定方法の変更は、奨学金の交付期間中、機構が定める定期間届け出ることができず。ただし、入学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率の算定方法は、採用決定後は原則として変更できません。

【貸与の手続等】

- (13) 奨学生は毎年度「奨学金継続願」を提出し、継続貸与の適格認定を受けなければなりません。
- (14) 奨学生は次の場合、速やかに機構に届出をしなければなりません。
- ア 休学、復学、転学、編入等又は退学したとき。
- イ 連帯保証人、保証人又は国内連絡者を変更するとき。
- ウ 本人、連帯保証人、保証人又は国内連絡者の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき。
- エ 奨学金を辞退するとき。
- (15) 連帯保証人又は相続人は、奨学生が死亡したときは、速やかに機構に届出をしなければなりません。
- (16) 機構は次の事由に該当するものとして行つた適格認定に基づき、奨学金の交付を停止、期間短縮又は廃止します。
- ア 休学したとき又は長期にわたって欠席したとき。
- イ 傷病などのために修学の見込みがないとき。
- ウ 学業成績が不振又は品行が不良となったとき。

エ 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。

オ 停学、その他の処分を受けたとき。

カ 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。

キ 奨学金の申込時に「奨学金申込書」に記載すべき事項を、故意に入力・記載せず、又は虚偽の入力・記載をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。

ク 「奨学金継続願」を提出しなかったとき。

ケ その他、特別の事情により奨学生としての資格を失ったとき。

(17) 奨学生はいつでも奨学金の辞退を申し出ることができず。

(18) 奨学金の交付を休止又は停止された場合、その事由がなくなつて願ひ出たときは奨学金の交付を復活することがあります。

2. 奨学金の返還に係る事項

【返還の方法】

- (1) 奨学金の返還は、貸与が終了した月の翌月から起算して6月を経過した後開始されます。元利均等計算により算出された割賦額を、ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会、漁業協同組合又はインターネット専業銀行のいずれかの預貯金口座から自動的に引き落とす方法で返還することになります（一部信託銀行、信用組合、漁業協同組合及びその他の一部銀行のなかには、奨学金返還を取り扱わない金融機関があります）。機構の指定する期限までに「スカラネット・パーソナル」又は口座振替（リレー口座）加入申込書より手続きを行ってください。なお、「スカラネット・パーソナル」で手続した場合は控の提出は不要です。延滞すると、延滞している割賦金（利子を除く）の額に返還期日の翌日から返還した日までの日数に年（365日あたり）3%の割合を乗じて計算した額が延滞金として課されます。

督促されてもなお延滞している、連帯保証人や保証人に対する返還請求を行います。返還に応じない場合は、機構の代位弁済請求に基づき保証機関が機構へ保証債務の履行（代位弁済）を行います。代位弁済後は、機構に代わり保証機関が本人に代位弁済額を請求することになります。また、代位弁済額の返金を延滞した場合は、年10%の遅延損害金が課されます。督促されてもなお延滞していると本人に対し法的な手続を行うこともあります。

(2) 返還誓約書において月賦返還又は月賦・半年賦併用返還のいずれかの返還方法を選択することになります。なお、選択した返還方法は原則として変更できません。

(3) 返還金は、20年（月賦返還で240回）以内に返還しなければなりません。返還回数は貸与金額によって異なります。割賦額は、貸与金額（元本）に応じた返還回数で、元利均等計算により算出された金額です。

(4) 割賦金（元本・利子）の明細は、返還を開始する前までに返還明細書により通知します。

(5) 返還期日前に、貸与された奨学金の全部又は一部を繰上げて返還することができます。

(6) 本人、連帯保証人又は保証人が、割賦金の返還を延滞したときは、支払督促の申立から強制執行までの法的な手続を行うことがあります。なお、手続きにかかった費用は債務者（本人、連帯保証人又は保証人）の負担となります。

(7) 本人が債務（貸与を受けた総額、利子、延滞金及び督促手続費用）の返還を延滞し、機構から書面により期限の利益を失う旨の通知を受けても、なお延滞を解消しない場合は債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務全額を返還しなければなりません。

※督促を受けても返還期限猶予等の手続きや連絡がない等により、延滞を続けている者については、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第5項に定める「支払い能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠った」と判断すること等により、一括請求します。

(8) 口座振替（リレー口座）による返還が適当でない機構が判断した場合は、機構の指定する方法により返還するものとします。

(9) 返金に要する手数料を除いた返還過剰金が100円未満の場合は、学生支援寄付金として振替えます。

(10) 本人、連帯保証人及び保証人が返還期日を過ぎても返還を行わない場合、又は所定の手続きを怠った場合には、機構が委託した債権回収会社等から架電及び督促を行います。またその際に固定電話より優先して携帯電話に架電することから同意します。

(11) 本確認書兼同意書に基づく奨学金貸与に関する紛争について、機構の本部所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【その他手続等】

- (12) 奨学金の貸与終了後、連帯保証人、保証人又は国内連絡者を変更するときは、速やかに機構に届け出なければなりません。
- (13) 本人、連帯保証人、保証人及び国内連絡者について、住所・氏名・電話番号等に変更があったときは、速やかに機構に届け出なければなりません。また機構が本人から最後に届け出のあった氏名・住所に発送した通知又は通知書類が返着又は到着しなかった場合、通常到着すべき時に到着したものとします。
- (14) 本人が災害、傷病・経済困難・失業など返還ができない事情が生じたときは、願ひ出により減額返還（1回当たりの割賦金を2分の1又は3分の1に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する方法をいう）を適用することがあります。

(15) 本人が災害、傷病・経済困難・失業など返還ができない事情が生じたとき、あるいは在学の場合若しくは海外留学等の場合には、願ひ出により返還の期限を猶予することができます。

(16) 本人が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は直ちに死亡した旨を機構に届け出なければなりません。

(17) 本人が死亡したとき、又は精神若しくは身体の障害によって、その奨学金を返還することができなくなったときは、願ひ出により返還未清額の全部又は一部の返還を免除することができます。

(18) 本人が割賦金の返還を延滞したときは、法令の定める業務を遂行するため機構が必要と認める場合に限り、本人の延滞情報を学校、金融機関及び業務委託先に対して提供することがあります。

【個人番号の利用】

- (19) 個人番号とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項にいう「個人番号」をさすものとし、機構からの請求に応じて個人番号を提出した場合、同法および関連法令で定められた範囲で機構が個人番号を利用すること及び地方税情報を利用することに同意したものとします。

3. 採用されなかった場合等の確認書兼同意書の取扱いに係る事項

申込後採用されなかった場合、採用取消になった場合、貸与を受ける前に辞退した場合、この確認書兼同意書は無効となります。なお、その場合確認書兼同意書等は返却いたしません。機構が責任をもって廃棄いたします。

その他上記以外の取扱いについては、関係法令及び機構の「貸与奨学規程」、その他の諸規程の定めによります。

【個人信用情報同意条項】 機構は、個人信用情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。

（個人信用情報機関の利用・登録等）

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については、返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。
- また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人信用情報機関と私の個人情報（当該個人信用情報機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不著の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続き、完済等の事実を含む）情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。
3. 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

① 機構が加盟する個人信用情報機関：全国銀行個人信用情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pcc/>

② 同機関と提携する個人信用情報機関

・（株）日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp>（株）シー・アイ・シー <https://www.cic.co.jp>

（代位弁済後の情報提供について）

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します。

左記の個人信用情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

H. 奨学金振込口座届

※海外短期大学の奨学金振込口座から 変更する場合のみ 提出してください。

氏 名
(漢字)

いずれか片方を選んでご記入ください

ゆうちょ銀行以外の金融機関への変更の方記入欄 (普通預金口座に限る)

金融機関名 (カタカナ)			該当の金融機関に○		店名 (カタカナ)			該当の数字に○	
			銀 行 労働金庫 信用金庫 信用組合					1 支 店 2 出 張 所	
金融機関番号			預金種目	口座番号(右づめで記入してください)		口座名義人 (奨学生本人名義に限る)			
			1 普通 (総合)			フリガナ	氏 名		
						氏名			

ゆうちょ銀行への変更の方記入欄 (通常貯金口座に限る)

記号		番号 (右づめで記入してください)				口座名義人 (奨学生本人名義に限る)			
						フリガナ	氏 名		
1 0		1				氏名			

※ゆうちょ銀行の「記号」「番号」は、通帳の見開きの最初のページ(表紙裏面)に記載されています。

※ゆうちょ銀行の「番号」は右詰めで記入し、8桁に満たない場合は、頭に「0」をつけてください。

注 意

- ◎取扱いが可能な金融機関は、日本国内の銀行(ゆうちょ銀行を含む)、信用金庫、労働金庫、信用組合(一部を除く)に限られています。
外国銀行、インターネット専門銀行(楽天銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行、PayPay銀行、auじぶん銀行等)、農協、信託銀行、その他一部の銀行(SBI新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行、イオン銀行等)は利用できませんのでご注意ください。また、普通預金口座または通常貯金口座のみ使用可能で、貯蓄預金口座は使用できません。
- ◎「三菱 UFJ 銀行」以外の英字名称の金融機関は英字部分をカタカナで記入してください。
- ◎濁点、半濁点は1字とします。
- ◎本店に口座を設けた場合は「ホンテン」と記入してください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書

表面

入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申込み、審査の結果、融資を受けられなかった世帯の学生等が対象です。世帯年収（所得）が上限額を超えている等、日本政策金融公庫が定める条件を満たさないために「国の教育ローン」を申し込みなかった場合や、「国の教育ローン」の融資を受けられた場合は、入学時特別増額貸与奨学金の貸与はできません。

（西暦） 年 月 日

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

入学時特別増額貸与奨学金の申込みにあたり、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を下記のとおり申し込みましたが、低所得等を理由に融資を受けることができなかったことを申告します。

1. 申告者 ※奨学金申込者本人（あなた）が記入

（フリガナ）	セイ	メイ		
氏名	姓	名		
生年月日	（西暦） 年 月 日			
在学学校	学校名			
	学部・研究科		学科・専攻	

2. 「国の教育ローン」の申込みについて ※国の教育ローン申込者（保護者等）が記入

申込者（保護者等）	氏名		奨学金申込者本人から見た関係（続柄）	
申込年月日	（西暦） 年 月 日			
申込先金融機関	公庫 銀行 金庫等			支店

3. 添付書類について

融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知書のコピー（※）を、本申告書に

添付します ・ 添付できません ←どちらかに○

（※）圧着はがきの場合は、申込者（保護者等）氏名が印字されている宛名面も併せてコピーして添付してください。

「添付できません」を選択した場合は、必ず裏面も記入してください。

（注１）入学時特別増額貸与奨学金を辞退する場合、本申告書と添付書類（上記３．）は提出不要です。

（注２）入学時特別増額貸与奨学金の申込みや手続きは、日本学生支援機構にお問合わせください。

（裏面へつづく）

4. 融資できない旨を記載した日本政策金融公庫の通知文のコピーを添付できない事情等について

「融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー」を添付できない場合は、以下ア・イのうち該当する理由を選択して（ ）に○をつけ、必要事項を記入してください。

ア（ ）申込先金融機関において融資できない旨の通知を文書で発行していないため

結果の通知方法 (あてはまるものに○)	・金融機関窓口で口頭にて結果を知らされた。 ・電話で結果を知らされた。 ・その他（ ）
融資できない理由（※）	

イ（ ）「融資できない旨を記載した公庫発行の通知文」を紛失し、再発行を依頼したが断られたため

「融資できない旨を記載した公庫発行の通知文」は再発行が可能ですので、原則、金融機関に再発行を依頼してください。再発行されなかった場合に限り、下記の欄に記入し、本紙を提出することができます。
なお、再発行の依頼状況について、機構から国内連絡者に照会することがあります。

再発行を依頼した日	(西暦) 年 月 日
再発行を断られた日	(西暦) 年 月 日
再発行を断られた理由	
融資できない理由（※）	

（※）融資できない理由について

世帯年収（所得）が上限額を超えている等、日本政策金融公庫が定める条件を満たさないために「国の教育ローン」を申し込めなかった世帯の学生は対象外です。この場合、「国の教育ローン」も、本機構の入学時特別増額貸与奨学金も利用できません。

万一、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込んでいないことが判明した場合は、入学時特別増額貸与奨学金の採用を取り消します。
この場合、既に振り込まれた入学時特別増額貸与奨学金の全額を返金しなければなりません。

在留資格「定住者」「家族滞在」に係る申告書

○太枠内の項目を記入してください。

申込者氏名 (自署)			
在留資格	☐ 定住者 ☐ 家族滞在	在留期限	(西暦) 20 年 月 日

○準備した提出書類に✓をしてください。

☐ 在留カード（コピー）・住民票の写し（原本）のいずれか

☐ 出入国記録の写し（原本）【家族滞在のみ】

○以下の質問に回答してください。該当する□には✓を、_____には内容を記載してください。

【定住者】

日本に永住する意思がありますか。 ☐ はい ☐ いいえ

【家族滞在】

大学等を卒業後も日本に定着して就労する意思がありますか。 ☐ はい ☐ いいえ

日本国へ初めて入国した日 _____ (西暦) 20 年 月 日

日本国の小学校を卒業しましたか。 ☐ はい ☐ いいえ
 卒業した小学校名 _____ 小学校
 卒業した小学校の所在地（都道府県） _____

日本国の中学校を卒業しましたか。 ☐ はい ☐ いいえ
 卒業した中学校名 _____ 中学校
 卒業した中学校の所在地（都道府県） _____

日本国の高等学校を卒業しましたか。 ☐ はい ☐ いいえ
 卒業した高等学校名 _____ 高等学校
 卒業した高等学校の所在地（都道府県） _____

「高等学校卒業程度認定試験合格者」ですか ☐ はい ☐ いいえ
 あなたは高等学校卒業程度認定試験にいつ合格しましたか。
 _____ (西暦) 20 年 月 日